

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第11回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p>
秋國会長	<p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事に先立って議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>13番 上原隆生委員、14番 河野律委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号47号 申請地は、安岐町明治[]番地、地目が田、面積が299㎡です。</p> <p>渡人は、安岐町明治の[]さん。受人は、安岐町明治の[]さんです。申請事由は、渡人は、身体的事由で耕作が不可能になった為。受人は、当該農地の形状は1筆になっており、所有権が統一されればまとめて管理ができる為。となっています。</p> <p>[]さんは[]ですが、備考欄にあるように[]の息子さんが農作業に従事するとのことです。</p> <p>次に、申請番号48号。申請地は国東町大恩寺[]番地、地目が田、面積が555㎡ほか田が9筆の計5,663㎡、畑が1筆の56㎡。合計10筆の5,719㎡です。</p> <p>渡人は国東町田深の[]さん。受人は国東町田深の[]さんです。申請事由は、渡人は、高齢により農地が管理出来ないの、妻に農地を譲る。受人は、夫が高齢により農地を管理できなくなったので妻の名義で耕作・管理を行いたいとなっています。こちらは無償による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号49号。申請地は武蔵町成吉[]</p>

、地目が田、面積が1,864㎡ほか3筆で、田が2筆、畑が2筆の合計4筆で2,736㎡です。

渡人は武蔵町成吉の[]さん。受人は武蔵町成吉の[]さんです。申請事由は、渡人は、病気により管理出来ないので譲渡する。受人は新規就農のため農地を取得するとなっています。

次に、申請番号50号。申請地は安岐町大添[]、地目が田、面積が876㎡です。渡人は安岐町大添の[]さん。受人は安岐町大添の[]さんです。

申請事由は、渡人は高齢により経営規模を縮小する。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。

農地法3条は以上です。

議 長

それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について事務局から説明がありましたがご質疑等ございませんか。

(質疑意見なし)

取り立てて問題がなければ採決にはいります。

それでは議案第59号 申請番号47、48、49、50号について一括して承認される委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局

議案第60号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。A3の資料とともにご確認ください。

申請番号9号。土地の所在は、国東町小原[]、地目が畑、面積は15,926㎡のうち、求積図から転用面積は2,462㎡となっています。

申請人は国東町小原の[]

■さんです。転用目的は農業用施設用地で、カボス搾汁施設を建設する予定です。施設の大きさは725.8㎡です。申請事由は、カボスの収穫後すぐに搾汁できるように施設を建設するためとなっています。申請地は農業公共投資の対象となっている果樹園であるので第1種農地です。

以上です。

議長

議案内60号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明がありました。ご質問ご意見等ございますか。

(質疑意見なし)

ございませんか。

それでは申請番号9号について賛否をとらせて頂きます。

申請番号9号について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

申請番号9号は賛成多数で承認されました。

続きましては、議案第61号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について説明願います。

事務局

議案第61号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

申請番号22号。土地の所在は、国東町富来浦

■。地目が畑で、面積は482㎡です。

渡人は国東町富来浦の■さん。受人は同じく国東町富来浦の■さんです。

転用の目的は一般個人住宅用地です。施設面積は138.13㎡です。申請事由は、持家が無いため義母の農地に住宅を新築するとなっています。

申請地は北側を畑に、東側を受人が経営する飲食店の店舗に、南側を建設会社の倉庫に、西側を渡人が所有する宅地に囲まれた、住宅と農地が混在する国道に近い農業公共投資の対象となっていない小さな農地で、農地の連担性もないことから、第2種農地と判断しました。地上権の設定です。

次に、申請番号23号。土地の所在は、国東町北江[]
[]。地目が畑で、面積が296㎡ほか畑が2筆の計畑が
3筆で492㎡です。

渡人は、国東町北江の[]さん。受人は国東町富来浦の[]
[]さんです。転用の目的は一般個人住宅です。施設面積は161.
47㎡です。申請事由は、持家が無いので、父親名義の農地に父
と同居する住宅を新築するとなっています。

申請地は、北側と西側を申請者の父親が所有する農地に、東側
を市道に南側を住宅に囲まれた農業公共投資の対象となってい
ない小規模な農地で、連担性もないことから第2種農地と判断しま
した。無償による所有権移転です。

次に申請番号24号。土地の所在は、国東町綱井[]
[]、地目が田、面積が54㎡ほか田が2筆の計3筆で480
㎡です。渡人は国東町綱井の[]さん。受人は国東町綱井の
[]さんです。転用の目的は資材置場です。申請事由は、会社
から近く利便性の高い当該農地を資材置場として使用するため。

申請地は、北側を駐車場に、東と南側を田に、西側を国道21
3号線に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、
農地の連担性も10ha未満であることから、第2種農地と判断
しました。売買による所有権移転です。

次に申請番号25号。土地の所在は国東町北江[]
[]、地目が畑、面積は335㎡です。渡人は国東町北江の[]
[]さん。受人は国東町浜崎の[]さんです。転用の目的
は一般個人住宅です。施設面積は51.75㎡です。申請事由は
持家がないので住宅を新築する。

申請地は、北側と西側を市道に、東側を里道に南側を渡人が所
有する畑に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっておらず、
農地の連担性も10ha未満であることから、第2種農地と判断
しました。売買による所有権の移転です。

以上です。

議案第61号 申請番号22, 23, 24, 25号について事
務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願
いします。

議 長

(質疑意見なし)

何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。

ご意見ないようですので、採決にはいります。

議案第61号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号22号から25号について一括承認される委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議案第61号は全会一致で承認されました。

次に、議案第62号 農用地利用集積計画について説明願います。

議案第62号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。

それではご説明いたします。

利用権設定数は、田が54筆の73,994㎡。畑が1筆の581㎡。計55筆の74,575㎡です。

設定内容別の内訳は、新規設定が42筆の55,770㎡、更新設定が13筆の18,805㎡です。

内訳の地区別、個別については、6から9ページをご覧ください。

議案第62号農地利用計画についてご説明申し上げました。ご質疑等ありませんか。

(意見質疑なし)

それでは議案第62号農地利用計画について承認くださる方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議案第62号は承認されました。

次に、議案第63号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

議長

議 長

農地法の規定による非農地証明、申請番号62号について、ご意見ご質疑等ございませんか。

(意見質疑なし)

それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第64号は、承認されました。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--